

# 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

平成30年7月10日改正

## 1 規模（面積）

一般住宅	共同居住型住宅（シェアハウス）※
・各住戸の床面積が25㎡以上 （ただし、共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室がある場合は18㎡以上）	・各専用部分の床面積が9㎡以上 ・住宅全体の面積が15㎡×居住人数＋10㎡以上

※共同居住型住宅（シェアハウス）について

- ・共同利用する居間、食堂、台所、その他居住の用に供する部分を有する賃貸住宅。
- ・各専用部分の定員は1名。
- ・各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積は含み、他の設備の床面積は含まない。
- ・居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人を含む。

## 2 構造

① 消防法、建築基準法等に違反しないものであること
② 新耐震基準（昭和56年6月1日以降着工）を満たすこと

・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前着工）による建物であっても、新耐震基準並みの耐震性があれば登録可能。

## 3 設備

一般住宅	共同居住型住宅（シェアハウス）
・各住戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えること （ただし、台所、収納設備及び浴室又はシャワー室は、共同利用に適したものがあある場合、各住戸に備えなくてもよい。）	・住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること ・便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は、定員5人に1つ以上の割合で備えること （例えば、定員4人であれば各設備は1つ、6人であれば2つ必要）

・平成30年7月10日の改正により、一般住宅の洗面設備は必須ではなくなった。

## 4 賃貸条件 その他

① 入居を不当に制限しないこと
② 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
③ 国の基本方針に照らして適切なものであること